あしたを元気に
ソラスト

第53回 定時株主総会招集ご通知

ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場を自粛していただき、書面又はインターネット等による議決権の行使をご検討いただけますようお願い申しあげます。

日時

2021年６月28日（月曜日）午前10時
（受付開始：午前９時45分）

場所

東京都港区港南１丁目７番18号
Ａ－ＰＬＡＣＥ品川東５階
株式会社ソラスト　キャリアセンター

議案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

本招集ご通知と合わせて期末配当金のお支払に関する書類を同封しています。

株式会社ソラスト
証券コード：6197

証券コード：6197
2021年６月８日

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目７番18号
株式会社ソラスト
代表取締役社長ＣＥＯ　藤河　芳一

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　なお、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月25日（金曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

日　　時	2021年６月28日（月曜日）午前10時（受付開始：午前９時45分）
場　　所	東京都港区港南１丁目７番18号　Ａ－ＰＬＡＣＥ品川東５階 株式会社ソラスト　キャリアセンター （末尾の「第53回定時株主総会 会場のご案内」をご参照ください）
目的事項	報告事項 １．第53期（2020年４月１日から2021年３月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第53期（2020年４月１日から2021年３月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第１号議案　定款一部変更の件 第２号議案　取締役８名選任の件 第３号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染症への対策について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面又はインターネット等による議決権の行使をご検討いただけますようお願い申しあげます。

また、会場が小規模であることに加え、接触感染リスク低減のため座席間隔を拡げることから、ご入場いただける人数に限りがございます。多数のご来場がありました場合は、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、株主総会の様子は終了後に当社ホームページにおいて動画を配信させていただく予定です。

株主の皆様の感染リスク回避のための上記対応について、ご理解並びにご協力を賜りますようお願い申しあげます。

ご来場の株主様におかれましては、株主総会運営において以下の感染予防対策を講じさせていただく予定ですので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申しあげます。

- マスクの常時着用、消毒や検温その他、感染リスク回避に必要と認めた措置にご協力をお願いいたします。発熱や咳などの体調不良の症状が見受けられる方、感染予防措置にご協力をいただけない方には、ご入場をお控えいただく場合がございます（入場後にご退出いただくこともございます）。
- 滞在時間の短縮のため事業報告については簡略化させていただく等、円滑な議事進行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申しあげます。
- 議長以外の役員につきましては、当日は別室からウェブ会議の形式で参加を予定しています。
- 軽食等のご準備はございません。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスクを着用し対応いたします。

今後の状況により、上記の内容を更新することがございます。その場合には、当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/jp/stock/general.html）でお知らせいたしますので、適宜、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の３つです。

書面（郵送）



行使期限

2021年６月25日（金曜日）
午後５時30分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（行使期限までに到着するようご返送ください）

インターネット等



行使期限

2021年６月25日（金曜日）
午後５時30分入力完了分まで

パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。（詳細は次頁をご覧ください）

書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネット等で議決権を複数回行使された場合は、最後の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

株主総会ご出席



開催日時

2021年６月28日（月曜日）
午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参ください。

- 本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載していますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。
- 本招集ご通知の提供書面は、監査報告及び会計監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部です。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/jp/stock/general.html）

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

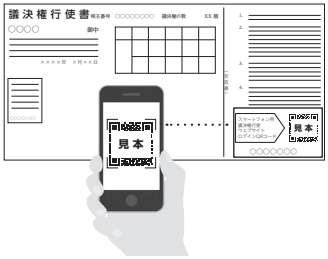

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

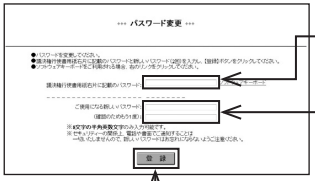

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間　平日９：00～21：00)

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由
当社の事業内容の多様化及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第２条（目的）の事業目的の変更を行うものです。

２．変更の内容
変更の内容は次のとおりです。

（下線部分は変更箇所）

現行定款	変更案
（目　　的） 第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。 １．～20.　（条文省略） （新　　設） 21．データ処理に係るソフトウェアの開発および販売 22.　～30.　（条文省略）	（目　　的） 第２条　（現行どおり） １．～20.　（現行どおり） 21．インターネットを介した各種情報、ソフトウェアサービスの提供に係わる事業 22．国内外におけるソフトウェアの開発、販売、コンサルティング、システムインテグレーションに係わる事業 23.　～31.　（現行どおり）

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役８名全員が任期満了となります。つきましては、社外取締役４名を含む取締役８名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	属性	2020年度取締役会出席状況
1	藤河（ふじかわ）　芳一（よしかず）	代表取締役社長　社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	再任	100% (16回／16回)
2	川西（かわにし）　正晃（まさてる）	取締役専務執行役員 チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー 人事総務本部長	再任	100% (16回／16回)
3	玉井（たまい）　真澄（ますみ）	取締役専務執行役員 医療事業本部長	再任	100% (16回／16回)
4	福嶋（ふくしま）　茂（しげる）	取締役専務執行役員 介護事業本部長	再任	100% (16回／16回)
5	久保田（くぼた）　幸雄（ゆきお）	社外取締役	再任　社外	100% (16回／16回)
6	知識（ちしき）　賢治（けんじ）	－	新任　社外　独立	－
7	野田（のだ）　亨（とおる）	－	新任　社外　独立	－
8	内田（うちだ）　寛逸（かんいつ）	社外取締役	再任　社外	93.8% (15回／16回)

新任 新任取締役候補者　**再任** 再任取締役候補者　**社外** 社外取締役候補者　**独立** 独立役員候補者

候補者番号 1　ふじかわ　よしかず　藤河　芳一　再任　1957年１月27日生　（満64歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1976年 4 月　日本ゴールデンパイオニア入社
1978年11月　日本マクドナルド株式会社入社
2003年 9 月　日本たばこ産業株式会社入社
2004年 9 月　日本マクドナルドホールディングス株式会社入社
2005年10月　株式会社ロッテリア入社
2010年 4 月　株式会社バーガーキングジャパン顧問
2010年 6 月　同社代表取締役社長ＣＥＯ
2014年 2 月　当社専務執行役員福祉事業（現：介護事業）本部長
2016年 1 月　当社取締役専務執行役員介護事業本部長
2018年 1 月　当社取締役副社長 副社長執行役員介護事業本部長
2018年 6 月　当社代表取締役副社長 副社長執行役員介護事業本部長
2019年 4 月　当社代表取締役社長 社長執行役員
2020年 4 月　当社代表取締役社長 社長執行役員 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（現任）

▼取締役候補者とした理由

代表取締役として長期的なビジョンと戦略に基づいた意思決定を行い、当社の成長と企業価値向上にその手腕を発揮しています。経営者として豊富な経験と幅広い見識を持ち、強いリーダーシップを発揮する一方で、個々の経営メンバーの強みを引き出し、イノベーションを推進できる人材であることから、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
384,900株	５年５か月	16回／16回

候補者番号 2　かわにし まさてる 川西 正晃　再任　1963年５月22日生　（満58歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1986年 4 月　日本生命保険相互会社入社
1989年10月　日本ディジタルイクイップメント株式会社（現：日本ヒューレット・パッカード株式会社）入社
2004年 5 月　同社執行役員人事統括本部長
2006年 1 月　株式会社ダイエー執行役員人事・人材開発本部長
2007年 3 月　ＰｗＣあらた有限責任監査法人人事部長
2008年 3 月　ＥＭＣジャパン株式会社執行役員人事総務本部長
2015年 3 月　トムソン・ロイター・マーケッツ株式会社（現：リフィニティブ・ジャパン株式会社）執行役員人事部長
2017年10月　当社専務執行役員人事総務本部長・チーフタレントオフィサー
2018年 4 月　当社専務執行役員人事総務本部長・チーフタレントオフィサー・キャリアセンター担当
2019年 6 月　当社取締役専務執行役員人事総務本部長・チーフタレントオフィサー・キャリアセンター担当
2020年 4 月　当社取締役専務執行役員 チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー 人事総務本部長（現任）

▼取締役候補者とした理由

日本及び外資系企業での幅広い経験を活かし、当社入社後は人事総務本部長として、卓越した実行力を発揮し全社的な人事プロセスの変革をリードしています。経営基盤の更なる強化にむけ、人に対する取り組みをより一層進める必要があることから、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
600株	2年	16回／16回

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数
3,000株

候補者番号 3　玉井（たまい）　真澄（ますみ）　再任　1960年12月９日生　（満60歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1985年 5 月　当社入社
1995年 4 月　当社首都圏事業部東京支社長
1999年 4 月　当社人材派遣事業部長
2005年 4 月　当社教育事業部長
2009年 4 月　当社執行役員東海ブロック長
2013年 4 月　当社執行役員東日本ブロック長
2015年 4 月　当社常務執行役員東日本ブロック長
2015年 8 月　当社常務執行役員医療事業本部長
2017年10月　当社専務執行役員医療事業本部長
2019年 6 月　当社取締役専務執行役員医療事業本部長（現任）

▼取締役候補者とした理由

医療関連受託事業における長年の経験に加え、2015年からは医療事業本部長として、強いリーダーシップを発揮し、医療関連受託事業の成長に大きく貢献しています。その豊富な経験と実績から、当社の経営に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
126,000株	2年	16回／16回

候補者番号 4　ふくしま しげる 福嶋　茂　再任　1960年２月12日生　（満61歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1984年 4 月　日本マクドナルド株式会社入社
2007年 9 月　同社経営戦略本部経営企画部長
2009年 7 月　同社コーポレートデベロップメント本部ＣＥＯ補佐
2011年 7 月　同社フィールドオペレーション本部イーストジャパンディストリクトマネージャー
2015年 6 月　同社顧客満足推進部長兼危機管理部長
2018年 7 月　当社専務執行役員介護事業本部副本部長
2019年 4 月　当社専務執行役員介護事業本部長
2019年 6 月　当社取締役専務執行役員介護事業本部長（現任）

▼取締役候補者とした理由

大手外食チェーンにおける豊富な経験を活かし、当社入社後は介護事業本部副本部長として、また2019年４月からは介護事業本部長として介護事業を牽引しています。その幅広い見識とリーダーシップから、介護事業の更なる成長に必要な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数	取締役在任年数	取締役会出席回数
0株	2年	16回／16回

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数
3,000株

候補者番号 5　久保田（くぼた）　幸雄（ゆきお）　再任　社外　1949年10月７日生　（満71歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1974年 4 月　ソニー株式会社（現：ソニーグループ株式会社）入社
1997年 6 月　同社執行役員常務
2001年 9 月　Ｊ－フォン株式会社社外取締役
2003年 4 月　ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社（現：ソニー株式会社）代表取締役社長
2009年 8 月　株式会社ウィルコム代表取締役社長ＣＥＯ
2010年 4 月　カーライル・ジャパン・エルエルシーシニアアドバイザー
2011年 1 月　株式会社ブロードリーフ社外監査役
2012年 3 月　クオリカプス株式会社社外監査役
2013年 1 月　ディバーシー株式会社（現：シーバイエス株式会社）社外取締役
2013年 9 月　当社社外取締役（2016年１月退任）
2015年 5 月　アルヒグループ株式会社（現：アルヒ株式会社）社外取締役
2016年 9 月　ウイングアーク１ｓｔ株式会社社外取締役
2019年 6 月　当社社外取締役（現任）
2021年 3 月　株式会社弘栄ドリームワークス社外取締役（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社弘栄ドリームワークス　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

複数の企業において代表取締役を含む取締役経験を有しています。それらの経験を活かした、社外取締役としての企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会の委員長及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
0株	2年	16回／16回

候補者番号 6　知識（ちしき） 賢治（けんじ）　新任　社外　独立　1963年１月27日生　（満58歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1985年 4 月　鐘紡株式会社入社
1998年 4 月　株式会社リサージ代表取締役
2004年 5 月　株式会社カネボウ化粧品取締役兼代表執行役社長・最高執行責任者（ＣＯＯ）
2006年 1 月　同社代表取締役社長執行役員
2010年 6 月　株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ代表取締役社長
2015年 8 月　日本交通株式会社代表取締役社長
2018年11月　株式会社ＳＨＩＦＴ社外取締役
2019年11月　同社社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年 6 月　石井食品株式会社社外取締役（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社ＳＨＩＦＴ　社外取締役（監査等委員）
石井食品株式会社　社外取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

複数の企業で代表取締役を務め、社外取締役としての経験も豊富に有しています。人材育成や企業文化も含めた組織運営及び経営基盤の確立・強化について幅広い知識と経験を持ち、当社への有益な助言が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数

0株

候補者番号 7　野田（のだ）　亨（とおる）　新任　社外　独立　1960年９月16日生　（満60歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1984年 4 月　三菱商事株式会社入社
2003年 7 月　Berlitz International, Inc.（現：Berlitz Corporation）会長、社長兼ＣＥＯ
2007年 7 月　株式会社西友（現：合同会社西友）執行役エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼ＣＯＯ
2010年 2 月　合同会社西友代表社員ＣＥＯ
ウォルマート・ジャパン・ホールディングス合同会社（現：ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社）代表社員ＣＥＯ
2012年 8 月　株式会社アルク代表取締役社長
2016年 5 月　株式会社大洋システムテクノロジー（現：株式会社デジタルフォルン、以下同じ）執行役員ＣＳＯ
2016年 9 月　同社取締役副社長
2017年 9 月　株式会社サイト・パブリス代表取締役
2018年 6 月　株式会社ソフトフロントホールディングス取締役会長（社外取締役）
2019年 1 月　株式会社大洋システムテクノロジー取締役（現任）
株式会社コーチ・エィ社外取締役
2019年 2 月　株式会社ソフトフロントホールディングス代表取締役会長
2019年 4 月　同社代表取締役社長（現任）
株式会社ソフトフロントジャパン取締役（現任）
株式会社ソフトフロントマーケティング取締役
2019年12月　同社取締役社長（現任）
2020年11月　国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授（非常勤）（現任）

▼重要な兼職の状況

株式会社デジタルフォルン　取締役（非常勤）
株式会社ソフトフロントホールディングス　代表取締役社長
株式会社ソフトフロントジャパン　取締役
株式会社ソフトフロントマーケティング　取締役社長
国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科　教授（非常勤）

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

複数の企業で代表取締役を務め、ＤＸ、ＡＩ、ＲＰＡ、データサイエンスの領域に深い知識と経験を有しています。当社が今後、医療・介護領域におけるヒトとＩＴ・デジタルの融合を目指す上で非常に有益な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、指名・評価報酬委員会及びコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、ガバナンス体制の構築に対し、客観的・中立的な立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数

0株

候補者番号 8　うち だ　かんいつ 内田　寛逸　再任　社外　1965年５月２日生　（満56歳）

▼略歴、当社における地位、担当

1987年 8 月　大東建託株式会社入社
2012年 4 月　同社執行役員原価管理統括部長
2013年 4 月　同社執行役員設計統括部長
2014年 6 月　同社取締役執行役員設計統括部長
2016年 4 月　同社取締役設計統括部長
2017年 4 月　同社取締役関連事業本部部長介護・保育事業、海外事業担当（現任）
　　ケアパートナー株式会社取締役（現任）
2019年 6 月　当社社外取締役（現任）

▼重要な兼職の状況

大東建託株式会社　取締役関連事業本部部長介護・保育事業、海外事業担当
ケアパートナー株式会社　取締役

▼社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大手建設会社において取締役を務め、新事業展開の立案や新技術の開発など豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験を活かした、社外取締役としての企業価値向上に向けた経営の監督及び支援を期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏が選任された場合は、引き続き当該見識を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する立場で関与いただく予定です。

所有する当社株式の数	社外取締役在任年数	取締役会出席回数
0株	2年	15回／16回

（注）1．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2．久保田幸雄氏、知識賢治氏、野田亨氏及び内田寛逸氏は社外取締役候補者です。
3．当社は、久保田幸雄氏及び内田寛逸氏との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。なお、両取締役候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、知識賢治氏及び野田亨氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定です。

4．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２．会社の現況　（３）会社役員の状況　③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
5．各取締役候補者の年齢及び在任年数は、本総会終結時の満年齢及び在任年数です。
6．久保田幸雄氏は過去において当社の社外取締役であったことがあり、通算の取締役在任年数は本総会終結時をもって４年５か月です。
7．当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に独自の独立性要件を定めています。当該要件に照らし、知識賢治氏及び野田亨氏には独立性があると判断しており、両氏の選任が承認された場合には独立役員として指定する予定です。
当社が定める社外役員の独立性要件は、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンスポリシー（2021年６月１日改訂）」で開示しています。
当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/jp/corporate/governance.html）
8．各取締役候補者の所有する当社株式の数は2021年３月31日現在のものです。
9．各取締役候補者の取締役会出席回数は、2020年度（2020年４月１日から2021年３月31日まで）に開催された当社取締役会（全16回）への出席回数を記載しています。

第３号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年６月26日開催の第47回定時株主総会において、年額３億２千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいており、また、2006年６月29日開催の第38回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠として、取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額は年額３千万円以内、監査役に対してストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額は年額６百万円以内とご承認いただいています。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記のストックオプションに関する報酬に代えて、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額１億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することとします。なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、すでに付与済みのものを除き、取締役及び監査役に対するストックオプション制度を廃止し、今後、取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行わないこととします。

なお、現在の取締役は８名（うち社外取締役４名）ですが、本株主総会において第２号議案「取締役８名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の員数に変更はありません。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年125,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とします。

なお、その１株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分される当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、当該方針の内容は、当社の第53期事業報告「２．会社の現況　（３）会社役員の状況　④取締役及び監査役の報酬等　イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」をご参照ください。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えています。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約における払込期日より３年間から５年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、定年、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、定年、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、当該退任の直後の時点において、譲渡制限期間の開始日を含む月から対象取締役が当社の取締

役会が予め定める地位を退任した日を含む月までの期間に応じて、本割当株式について譲渡制限を解除するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限期間の開始日を含む月から当該組織再編等の承認の日を含む月までの期間に応じて、本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2020年６月25日開催の第52回定時株主総会において補欠監査役に選任された福島かなえ氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされていますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

福島（ふくしま）　かなえ　　社外　独立　　1974年３月30日生　　（満47歳）

▼略歴

2000年 ４月　東京地方裁判所判事補任官
2004年 ８月　横浜地方・家庭裁判所小田原支部判事補
2005年 ４月　那覇家庭・地方裁判所判事補
2008年 ４月　東京地方裁判所判事補
2010年 ４月　東京地方裁判所判事
2012年 ４月　神戸地方裁判所判事
2014年 ４月　東京高等裁判所判事
2016年 ４月　司法研修所教官
2019年 ４月　第一東京弁護士会登録
　　宇都宮・清水・陽来法律事務所入所

▼補欠の社外監査役候補者とした理由

2000年に裁判官に任官後、家庭裁判所、地方裁判所、高等裁判所において民事、刑事、行政事件を取り扱うなど豊富な知識と経験によって、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監査できると判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

所有する当社株式の数

0株

（注）１．福島かなえ氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．福島かなえ氏は、補欠の社外監査役候補者です。
３．福島かなえ氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、前記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しています。
４．福島かなえ氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。
５．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「２．会社の現況　（３）会社役員の状況　③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」に記載のとおりです。福島かなえ氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
６．福島かなえ氏の年齢は、本総会終結時の満年齢です。
７．当社は、社外役員の独立性を客観的に判断するために、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準を参考に独自の独立性要件を定めています。当該要件に照らし、福島かなえ氏には独立性があると判断しており、同氏が監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定です。
当社が定める社外役員の独立性要件は、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンスポリシー（2021年６月１日改訂）」で開示しています。
当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/jp/corporate/governance.html）
８．福島かなえ氏の所有する当社株式の数は2021年３月31日現在のものです。

以上

メ　モ

（提供書面）事業報告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

１．当社グループの現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く事業環境は、以下のような状況や変化がありました。

- 医療関連受託事業においては、病院を中心とした医療機関における医療事務の外部委託ニーズは安定して推移しました。
- 介護事業においては、高齢化を背景に介護サービスへの需要は着実に増加しており、2020年の国内の75歳以上人口は1,871万人となり、前年と比較して24万人増加しました。
- 新型コロナウイルスの感染拡大は、社会・経済や生活環境に大きな影響を与えました。医療業界においては、医療機関の外来・入院患者が減少する等、病院の経営状況が悪化しました。介護業界においては、デイサービスを中心にご利用者様のサービスの利用控えが散見されました。特に2020年４月と2021年１月に発令された緊急事態宣言の期間においてはその動向が顕著に見られました。
- 有効求人倍率は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて下落し、完全失業率もリーマンショック以降初めて悪化しました。これらの影響を受け、当社における採用の環境は一部改善傾向となりましたが、引き続き適時適切な人材の採用は、医療事務・介護・保育業界全体の重要課題となっています。

このような事業環境の中、当社グループは、「既存事業強化」、「イノベーション」、「組織改革・人材」を2020年度の重点取り組みテーマとして掲げ、各施策を推進しました。

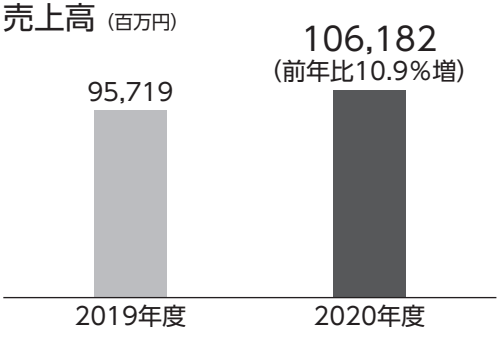

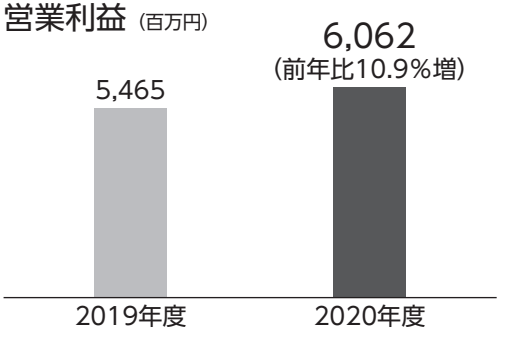

「既存事業強化」では、年換算売上高が合計約103億円となる過去最大規模のM＆A（10件）を実行し、事業所数は前年度末より157件増加しました。また、全事業を通じてＷＥＢ採用やオンライントレーニング等のＩＴを活用した採用力・育成力の強化を進めました。

「イノベーション」では、中小病院・クリニックを初期の対象として、新たなサービス提供を目指すスマートホスピタルプロジェクトを開始しました。先行して展開を予定する「リモート医事サービス」は、実証実験が順調に進捗し、次年度のサービス提供開始にむけた開発が進みました。また、科学的介護の実現への取り組みとして他企業との共同研究等を開始しました。

「組織改革・人材」では、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実と、経営の透明性・公正性を高めることを目的としたコーポレート・ガバナンス委員会や、投資案件の効率精査と実行後のモニタリングを目的とした投資管理委員会を設置し、各取り組みを推進しました。また、2020年度から、医療関連受託事業において各支社で行っていた総務・人事・経理等のサポート業務を本社への集約やＩＴ活用により効率化し、これが全社の費用削減に貢献しました。

なお、当社グループの主要事業である医療関連受託事業、介護事業、保育事業は、いずれもエッセンシャルサービスとして社会機能を維持するために必要不可欠な事業です。新型コロナウイルス禍においては、各種の感染対策を講じながら顧客の安心・安全を確保するとともに、社員の安全にも十分に留意して事業を継続し続けることが平常時にも増して重要な社会的役割を果たすこととなりました。

以上の結果、2020年度は、医療関連受託事業及び介護・保育事業がともに堅調に推移したことで、新型コロナウイルスの影響下においても二桁増収増益を確保し、８年連続の増収増益を達成しました。売上高は前年比10.9％増加の106,182百万円となり、初めて1,000億円を突破しました。営業利益は前年比10.9％増加の6,062百万円となりました。経常利益は前年比13.0％増加の6,075百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度の固定資産の譲渡に伴う特別利益が剥落したこと等により前年比25.3％減少の3,538百万円となりました。

なお、事業セグメント別の状況は次のとおりです。

経常利益（百万円）

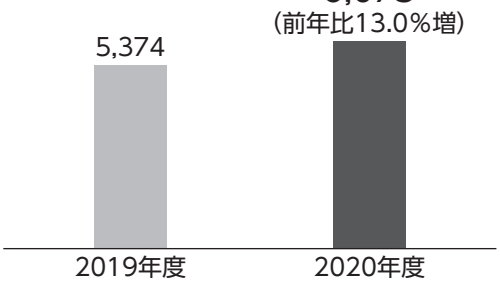

親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

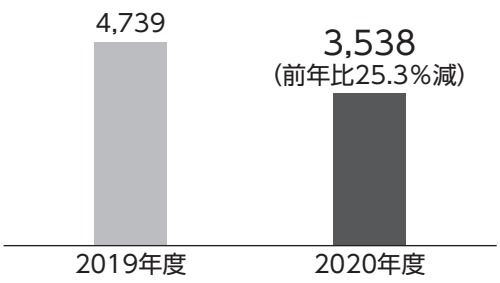

医療関連受託事業

売上高
構成比

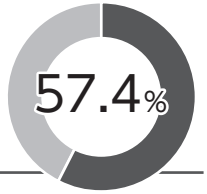

主な事業内容（2021年３月31日現在）

▶受付・会計・診療報酬請求業務・診療情報管理・経営支援業務等の医療事務関連業務の受託・人材派遣

医療関連受託事業では、サービスクオリティの維持・向上、生産性の改善を目的としたトレーニングやＩＴ活用等の取り組みを継続的に推進しています。これらの取り組みが新規契約の受注及び既存契約先での取引増に寄与したこと、また、下期に大型単発案件を受注したこと等により、売上高は前年比4.6％増の60,926百万円となりました。営業利益は、第１四半期に慰労金の支給を行いましたが、増収による増益、生産性改善、支社業務の効率化、支社再編等が貢献したことにより、前年比17.3％増の7,720百万円となりました。また、営業利益率は前年を1.4ポイント上回る12.7％となり、６年連続で向上しました。

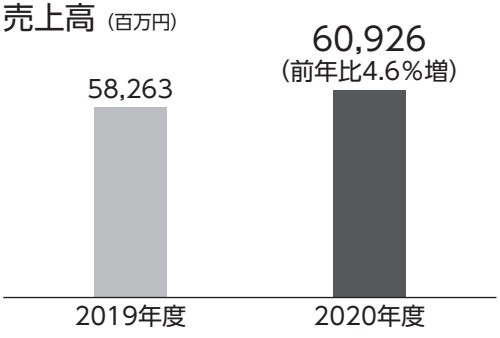

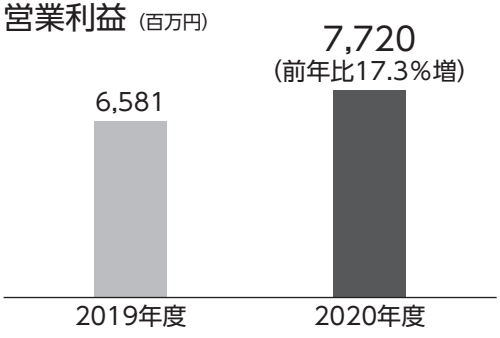

介護・保育事業

売上高構成比 42.1%

主な事業内容（2021年３月31日現在）

▶介護事業：通所介護、訪問介護、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護等の事業所運営

▶保育事業：認可保育所、認証保育所の運営

介護事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、デイサービスを中心とした一部ご利用者様のサービス利用控えや施設の一時休業の発生等、厳しい事業環境となったほか、感染対策費用や慰労金の支出等も行いましたが、新規M＆Aの貢献により、前年比で増収増益となりました。主な新規M＆Aには、2020年３月に株式会社恵の会及び有限会社恵の会、2020年10月に株式会社日本エルダリーケアサービス及び株式会社ファイブシーズヘルスケアの子会社化がありました。なお、デイサービスの利用状況は、既存事業所ベースでは前年を下回って推移し、特に2020年４月と2021年１月の緊急事態宣言時には利用者数が顕著に減少しました。

保育事業は、2020年４月に認可保育所１施設を新規開設、１施設を事業譲受、認証保育所２施設を認可保育所に移行したこと等により園児数が増加し、前年比で増収増益となりました。

以上の結果、介護・保育事業の売上高は前年比20.9%増の44,730百万円、営業利益は前年比1.9%増の2,288百万円となりました。

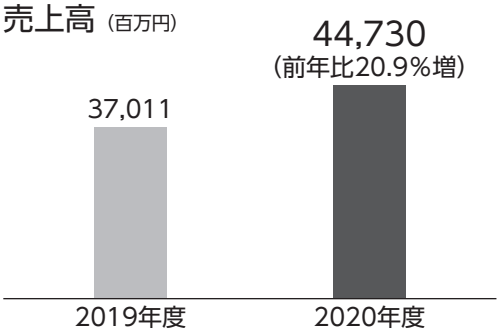

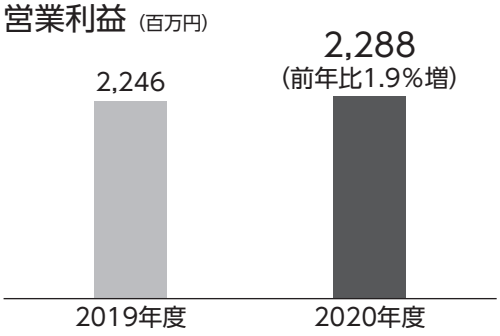

その他（教育等）、全社費用	売上高構成比0.5％

主な事業内容（2021年３月31日現在）

▶企業・団体顧客・個人向け医療事務関連講座、介護関連講座等の提供

▶上記に係る技能認定試験業務

教育事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止していた資格試験の会場受験を在宅受験に切り替えて実施したことによる受験者数の増加、2020年４月に行われた診療報酬改定に伴う書籍販売数の増加等により、前年比で増収増益となりました。

全社費用は、医療関連受託事業の支社業務の効率化に伴い一部業務を本社に移管したことによる費用増のほか、ＩＴ関連投資費用等により増加しました。一方で、リモートワークを始めとするＩＴを活用した新型コロナウイルス禍での事業運営に伴い、旅費交通費等の各種経費は減少しました。

以上の結果、その他（教育等）の売上高は前年比17.8％増の524百万円となりました。営業利益及び全社費用の合計は3,946百万円の営業損失となりました。

② 設備投資の状況

当年度において実施した当社グループの設備投資の総額は1,114百万円です。その主なものは認可保育所２施設の開設や認証保育所１施設を認可保育所に移行するための移設・改修並びに全社の生産性向上を目的とした新たな給与・勤怠システムの導入や会計システムの刷新等です。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年10月１日に株式会社日本エルダリーケアサービスの全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

また、2020年10月20日に株式会社ファイブシーズヘルスケアの全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

(2) 当社グループの財産及び損益の状況

区分		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
売上高	(百万円)	74,329	84,251	95,719	106,182
EBITDA	(百万円)	5,195	6,544	7,416	8,402
EBITDAマージン	(%)	7.0	7.8	7.7	7.9
営業利益	(百万円)	4,188	5,030	5,465	6,062
営業利益率	(%)	5.6	6.0	5.7	5.7
経常利益	(百万円)	4,164	5,011	5,374	6,075
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,710	3,506	4,739	3,538
1株当たり当期純利益	(円)	29.53	37.50	50.33	37.51
総資産	(百万円)	37,665	45,798	57,703	60,103
純資産	(百万円)	11,871	13,936	16,770	18,472
1株当たり純資産	(円)	127.15	148.00	177.70	195.51
自己資本利益率（ROE）	(%)	24.5	27.2	30.9	20.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	5,068	5,153	4,248	6,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△6,375	△2,404	△3,482	△3,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	3,018	△1,215	1,784	△5,721
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	7,678	9,211	11,762	8,953
フリー・キャッシュ・フロー	(百万円)	△1,306	2,748	766	2,912
1株当たり配当金	(円)	15.00	19.00	19.50	19.50
配当性向	(%)	50.8	50.7	38.7	52.0

(注) 1．EBITDA=営業利益＋減価償却費＋のれん償却額
2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しています。
3．当社は2018年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っています。2017年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益、1株当たり純資産及び1株当たり配当金を算定しています。
4．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）等を2018年度の期首から適用しており、2017年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっています。
5．フリー・キャッシュ・フロー＝営業活動によるキャッシュ・フロー＋投資活動によるキャッシュ・フロー

売上高（百万円）

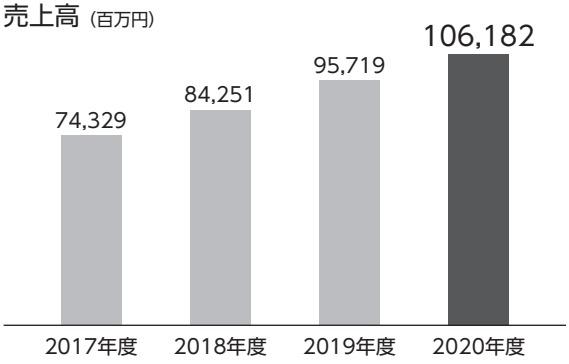

総資産（百万円）

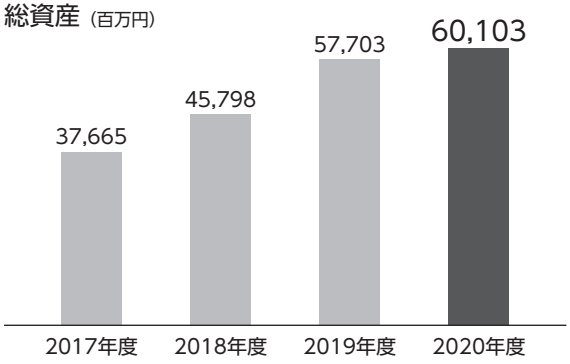

営業利益（百万円）

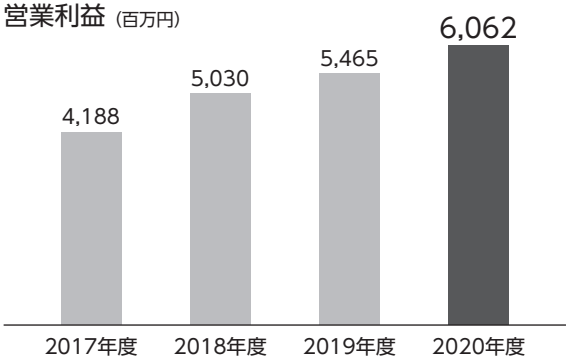

純資産（百万円）

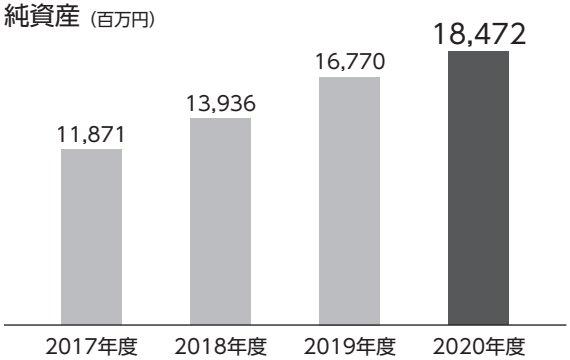

親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）

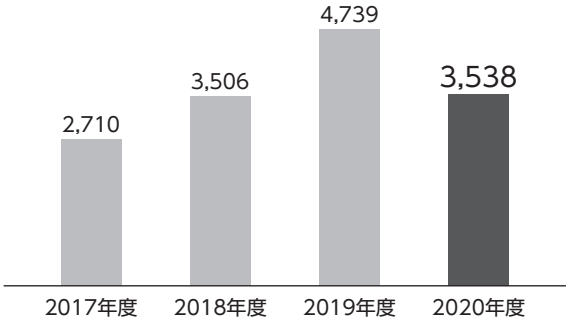

自己資本利益率（ROE）（%）

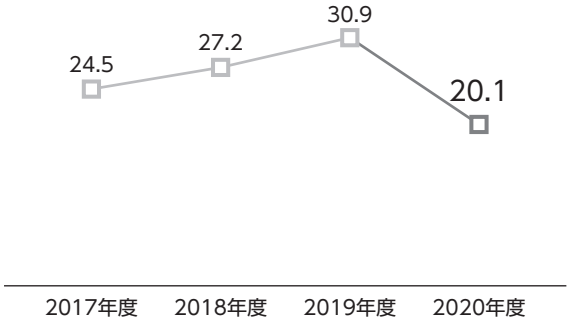

（ご参考）2021年度　連結業績の見通し

2021年度の業績予想の前提では、新型コロナウイルスの影響が、2020年度第４四半期と同等の水準で2021年度第１四半期まで継続し、高齢者ワクチン接種の進捗により2021年度第３四半期頃から回復することを想定しています。

売上高は、介護事業において2020年度に実施したM＆Ａ及び2021年度に計画する新規M＆Ａの貢献による増収、医療関連受託事業において新規契約の受注や既存顧客からの売上拡大等による増収で、前年比8.7％増の115,400百万円を予想しています。

営業利益は、介護事業において2020年度に実施したM＆Ａの利益貢献、デイサービスを中心とした既存事業所の回復等、医療関連受託事業における生産性改善、増収による増益等により、前年比10.5％増の6,700百万円を予想しています。また、2021年度にスマートホスピタルプロジェクトの事業化を予定しており、当事業について初年度は赤字となる見込みです。

▶連結業績予想

（百万円）

区分	2020年度 (実績)	2021年度 (予想)	増減率
売上高	106,182	115,400	+8.7%
営業利益	6,062	6,700	+10.5%
経常利益	6,075	6,550	+7.8%
親会社株主に帰属する当期純利益	3,538	3,930	+11.1%

▶セグメント別連結業績予想

セグメント	<売上高> 2020年度(実績)	2021年度(予想)	増減率	<営業利益> 2020年度(実績)	2021年度(予想)	増減率
医療関連受託事業	60,926	62,000	+1.8%	7,720	7,980	+3.4%
介護・保育事業	44,730	52,700	+17.8%	2,288	3,430	+49.9%
その他(教育等)、全社費用	524	700	+33.4%	△3,946	△4,710	—
合計	106,182	115,400	+8.7%	6,062	6,700	+10.5%

(百万円)

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社日本エルダリーケアサービス	100百万円	100.00%	訪問介護等の介護サービスの提供
ベストケア株式会社	50百万円	100.00%	通所介護等の介護サービスの提供
株式会社日本ケアリンク	10百万円	100.00%	認知症対応型共同生活介護等の介護サービスの提供
株式会社オールライフメイト	10百万円	100.00%	有料老人ホームでの介護サービスの提供
株式会社技能認定振興協会	10百万円	100.00%	診療報酬請求事務技能の認定業務

(注) 2020年10月1日に株式会社日本エルダリーケアサービスの全株式を取得し、同社を連結子会社としました。

⑷ 対処すべき課題

当社は、「私たちは人を「元気」にし、パートナーを「元気」にし、社会を「元気」にすることで一人ひとりの生活を豊かにし、希望のある未来づくりのためにお客さまとともに歩みつづけます。」という企業理念を掲げ、全ての事業活動を通じて利用者・地域社会に価値を提供することを目指しています。これを実現するために、具体的な戦略及び取り組むべき重要課題として、経営ビジョン及びサステナビリティテーマを掲げています。

＜経営ビジョン＞

ソラストーリー、始まる。

医療事務・介護・保育をもっと新しく、働く女性をもっと美しく。

VISION2030

- 顧客ニーズを満たし、サービスクオリティーを飛躍的に高める、医療事務・介護・保育のイノベーションリーダー
- 未来のサービスモデルを志向し、社員一人ひとりが最新のＩＴを活用するサービス業のデジタルカンパニー
- 常に成長し、高い業績を通じて全てのステークホルダー（顧客、社員、株主、ビジネスパートナー）と地域社会の未来に貢献する会社
- 人材投資と新しい働き方で、生産性と処遇改善を実現し、自分らしいワークライフバランスと生涯キャリアが実現できる会社
- コンプライアンスを重んじ、医療・介護・保育にふさわしい「やさしさ」と「安心」がある会社

売上高	3,000億円	営業利益	200億円
内訳			
医療関連受託事業	1,000億円		
介護事業	1,500億円		
新規事業	500億円		

＜サステナビリティテーマ＞

事業を通じた社会課題の解決テーマ

①高齢社会・地域への貢献

・安心・安全・質の高いサービスの提供
・「自立支援と地域トータルケア」による超高齢社会への貢献
・トータルケアサービス、地域包括ケアの実現

②イノベーション・社会保障費適正化への貢献

・全ての事業・オペレーションでのＩＣＴ活用、顧客満足及び生産性の飛躍的向上
・ＩＣＴを主体とした事業の拡大・新規事業の創出
・ＩＣＴ・データ活用による地域包括ケアの実現
・ヘルスケアデータ利活用による科学的介護・予防介護・予防医療等を通じた社会保障費適正化への貢献

持続的な成長を支える経営基盤テーマ

①人財（人財開発、処遇改善、多様性）

・人財開発、定着率向上、処遇改善、従業員満足度向上の継続的な取り組み
・３万人の従業員がそれぞれの個性・働き方で活躍する多様性の推進

②コンプライアンス、ガバナンス

・全ての事業活動の基盤として、コンプライアンス遵守、コーポレート・ガバナンス強化を推進
・個人情報保護、公正取引の徹底

③環境・資源への配慮

・従業員一人ひとりがエネルギー・水資源利用、フードロス等の課題について意識し、行動に反映
・脱炭素社会にむけた取り組みの規制に先駆けた検討・実行

＜2021年度の主な取り組みについて＞

経営ビジョン及びサステナビリティテーマの実現に向け、以下の取り組みを推進します。

①イノベーション ～ 世の中を新しい常識に変化させる企業へ

・ＤＸ
・事業領域拡張
・10年後への種まき

②既存事業の持続的成長 ～ 既存事業での新たな挑戦による成長を継続

・成長の仕組み化
・顧客満足度向上
・採用力向上

③経営基盤の底上げ ～ 強靭で健全な攻守に優れた基盤の充実

・販管費効率化
・定着率向上
・コンプライアンス／ガバナンス

なお、当社は、2019年５月14日、中部地区（医療事業本部）における医療事務受託業務及び診療報酬明細書点検業務に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会の立入検査を受けました。当社は、公正取引委員会による調査に対して全面的に協力しています。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会・経済に大きな影響を与えていますが、当社グループの提供する主なサービス（医療関連受託事業・介護事業・保育事業）は、社会機能を維持するために重要な公共性の高いサービスであるとの認識のもと、各行政機関からの要請や方針に従いサービスの提供を継続しています。

引き続き顧客、社員の安全確保や感染拡大防止対策の徹底を図りながらサービスを提供してまいります。

⑸ 主要拠点等（2021年３月31日現在）

会社名	本社所在地
当社	東京都港区
株式会社日本エルダリーケアサービス	東京都港区
ベストケア株式会社	愛媛県松山市
株式会社日本ケアリンク	東京都港区
株式会社オールライフメイト	東京都港区
株式会社技能認定振興協会	東京都港区

ご参考：当社グループのセグメント別拠点数

（地方）	北海道	東北	中部	関東	近畿	中国	四国	九州	合計
医療関連受託事業	1	3	7	9	8	2	2	2	34 支社
介護事業	－	－	29	372	157	12	26	37	633 事業所
保育事業	－	－	－	18	－	－	－	－	18 施設

⑹ 使用人の状況（2021年３月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

事業セグメント	使用人数		対前年度末比	
医療関連受託事業	20,543人	(2,007人)	80人減	(142人増)
介護・保育事業	9,081人	(1,528人)	2,686人増	(219人増)
その他	23人	(3人)	2人減	(増減なし)
全社（共通）	191人	(12人)	60人増	(4人増)
合計	29,838人	(3,550人)	2,664人増	(365人増)

（注）１．使用人数は就業人員（常勤及び非常勤勤務者）であり、（ ）内に登録型派遣、アルバイト、嘱託及び契約社員の期中平均人員を外数で記載しています。
２．「全社（共通）」として記載している使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	対前年度末比	平均年齢	平均勤続年数
24,286人	168人増	43.8歳	6.3年

（注）１．使用人数は就業人員（常勤及び非常勤勤務者）です。
２．上記の他、当年度の登録型派遣、アルバイト、嘱託及び契約社員の期中平均人員は3,378人です。

⑺　主要な借入先の状況（2021年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	6,547百万円
株式会社みずほ銀行	5,195百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,590百万円
株式会社新生銀行	2,500百万円

⑻　その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴　株式の状況（2021年３月31日現在）

①　発行可能株式総数　339,000,000株

②　発行済株式の総数　94,437,900株
（自己株式数258株を含む）

③　株主数　5,643名

④　大株主（上位10名）

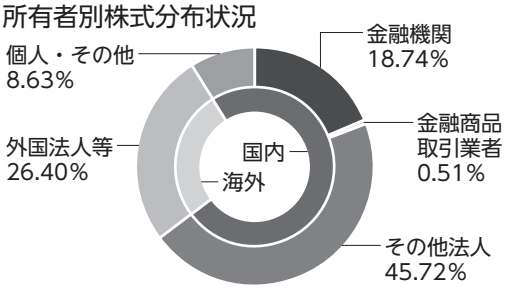

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
大東建託株式会社	31,805,100	33.68
東邦ホールディングス株式会社	8,779,500	9.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,308,800	6.68
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,995,600	5.29
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	4,081,700	4.32
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,848,031	3.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505038	2,765,500	2.93
インフォコム株式会社	2,545,200	2.70
JP MORGAN CHASE BANK 385174	2,037,200	2.16
ソラスト従業員持株会	1,534,211	1.62

（注）持株比率は自己株式（258株）を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

・目的となる株式の種類及び数　　普通株式6,000株
（新株予約権１個につき100株）

名称 (発行決議日)	個数	株式の数	行使価額 (１株あたり)	発行価額	行使期間	区分	保有者
2018年第１回新株予約権 (2018年９月28日)	60個	6,000株	1,393円	無償	2020年10月16日から 2025年10月15日まで	取締役	２名

(注) １．上記取締役２名が保有する新株予約権は、取締役就任前に付与されたものです。
２．「区分」における取締役には社外取締役は含まれていません。
３．新株予約権の行使条件は、新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約に定めています。

② 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑶　会社役員の状況

①　取締役及び監査役の状況（2021年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤河　芳一	社長執行役員　チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
取締役	川西　正晃	専務執行役員　チーフ・ヒューマンリソース・オフィサー 人事総務本部長
取締役	玉井　真澄	専務執行役員　医療事業本部長
取締役	福嶋　茂	専務執行役員　介護事業本部長
取締役	采　孟	－
取締役	久保田　幸雄	株式会社弘栄ドリームワークス　社外取締役
取締役	西川　久仁子	株式会社ファーストスター・ヘルスケア　代表取締役社長 株式会社群馬銀行　社外取締役 ＡＩＧジャパン・ホールディングス株式会社　社外取締役
取締役	内田　寛逸	大東建託株式会社　取締役関連事業本部部長 介護・保育事業、海外事業担当 ケアパートナー株式会社　取締役
常勤監査役	西野　政巳	－
監査役	横手　宏典	横手宏典公認会計士事務所　所長 株式会社ＰｉｎＴ　社外監査役 みおぎ監査法人　代表社員
監査役	田中　美穂	芝・田中経営法律事務所　パートナー マリモ地方創生リート投資法人　監督役員 地主プライベートリート投資法人　監督役員

（注）１．取締役采孟氏、取締役久保田幸雄氏、取締役西川久仁子氏及び取締役内田寛逸氏は、社外取締役です。
２．監査役横手宏典氏及び監査役田中美穂氏は、社外監査役です。
３．監査役横手宏典氏は公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
４．監査役田中美穂氏の戸籍上の氏名は、高橋美穂です。
５．当事業年度中の取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりです。
①　2020年６月25日開催の第52回定時株主総会において、西川久仁子氏は新たに取締役に選任され、就任しました。
②　2020年６月25日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって、監査役秋山修氏及び監査役宇都宮純子氏は辞任し、補欠として西野政巳氏及び田中美穂氏がそれぞれ監査役に選任され、就任しました。

③　取締役久保田幸雄氏は、2020年４月23日付でカーライル・ジャパン・エルエルシーのシニアアドバイザーを退任しました。また、2021年３月22日付で株式会社弘栄ドリームワークスの社外取締役に就任しました。
④　取締役西川久仁子氏は、2020年６月23日付でオムロン株式会社の社外取締役を、2020年６月26日付でＡＩＧジャパン・ホールディングス株式会社の社外監査役をそれぞれ退任しました。また、2020年６月24日付で株式会社群馬銀行の社外取締役に、2020年６月26日付でＡＩＧジャパン・ホールディングス株式会社の社外取締役にそれぞれ就任しました。
⑤　監査役横手宏典氏は、2020年12月10日付で株式会社パネイルの社外監査役を退任しました。

6．当社は、社外取締役采孟氏、西川久仁子氏及び社外監査役横手宏典氏、田中美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。なお、当社は、社外監査役田中美穂氏が2015年６月に退所したＴＭＩ総合法律事務所と2019年８月まで顧問契約を締結していましたが、その顧問料及び報酬額は当社の売上の0.1％未満にあたる僅少な金額であったことから、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しています。

② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役の采孟氏、久保田幸雄氏、西川久仁子氏及び内田寛逸氏並びに社外監査役の横手宏典氏及び田中美穂氏のそれぞれと当社との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者には、当社の役員、従業員（管理職）及び当社の連結子会社の役員、従業員（管理職）が含まれ、保険料は全額当社が負担しています。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、１年毎に契約更新しています。次回更新時には同内容での更新を予定しています。

④　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年２月９日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、社外取締役が過半数を占める指名・評価報酬委員会にて決定をすることが妥当と考えられることから、取締役会から個人別の報酬等の決定権限について委任を受けた指名・評価報酬委員会において、当該決定方針に沿うものであるか否かを含めた審議を経て決定しています。なお、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、同業他社の水準・当社の業績及び社員とのバランス等を考慮して決定することを基本方針としています。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、賞与、ストックオプションで構成しています。基本報酬は、取締役報酬と業務執行報酬により構成し、毎月支給します。賞与は、役割に応じて取締役分と業務執行分をそれぞれ一定の時期に支給します。業務執行分は、固定報酬と変動報酬で構成し、変動報酬は定性評価と会社の業績に連動する定量評価（業績連動報酬）により決定します。

社外取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしています。

ｂ．業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬は、経営ビジョン「VISION2030」で達成を目指している売上高、営業利益を指標としています。指標毎に年度予算を達成することを目標とし、達成率に応じて業績連動報酬の支給率を決定します。なお、特定の事業部門を管掌する取締役は管掌部門の各指標を、社長を含むその他の取締役は連結の各指標を目標としています。

ｃ．非金銭報酬等に関する方針

ストックオプションは、中長期の業績及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めることを目的として、業績等を考慮して支給の有無を決定し、支給する場合には役割等を基準としてその額を決定します。

d．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役毎の報酬は、取締役会の機能を補完するため、指名・評価報酬委員会での審議を経て、指名・評価報酬委員会が決定し、個別の報酬の最終決定は、取締役社長に一任することもできることとしています。なお、委任を受けた取締役社長は、指名・評価報酬委員会の審議結果を十分に踏まえて個別の報酬の最終決定をしなければならないこととしています。

指名・評価報酬委員会は、取締役会の傘下に設置され、取締役藤河芳一氏及び川西正晃氏並びに社外取締役采孟氏、久保田幸雄氏及び西川久仁子氏で構成しており、委員長は社外取締役久保田幸雄氏が務めています。委員長及び委員の過半数を社外役員とすることで、指名委員会等設置会社の優れた面を取り入れた体制を構築し、運用しています。

e．報酬等の割合に関する方針

取締役の各報酬の割合については、上位の役位及び特定の事業部門を管掌する取締役ほど賞与の割合が高まる構成とし、指名・評価報酬委員会において決定します。

なお、当社は2021年５月25日開催の取締役会において、当該方針の内容を一部変更し、新たに決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・評価報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。変更点は次のとおりです。

a．基本方針

・取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、賞与、譲渡制限付株式報酬で構成します。
・社外取締役の報酬は、その役割に鑑み基本報酬のみとしています。基本報酬は、取締役報酬と委員会手当で構成し、毎月支給します。

c．非金銭報酬等に関する方針

・譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、業績及び役割等を基準としてその額を決定します。また、付与する株式には、取締役会で定める一定の譲渡制限期間を設けることとします。

ロ．取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	賞与		非金銭報酬等	
			固定部分	変動部分（業績連動報酬等）		
取締役 （うち社外取締役）	199 （24）	139 （24）	10 （－）	48 （－）	0 （－）	9 （4）
監査役 （うち社外監査役）	24 （10）	24 （10）	0 （－）	－ （－）	－ （－）	5 （3）
合計 （うち社外役員）	224 （34）	163 （34）	11 （－）	48 （－）	0 （－）	14 （7）

（注）１．上表には、2020年６月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）並びに監査役２名（うち社外監査役１名）を含んでいます。また、取締役の対象となる役員の員数からは、無報酬の社外取締役１名を除いています。

２．賞与の変動部分のうち、業績連動報酬部分に係る業績指標、業績連動報酬の算定方法及び支給率は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等　b．業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりです。当該業績指標を選定した理由は、「VISION2030」の達成という当社の目標と直結する指標であるためです。また、業績指標の実績は「１．当社グループの現況　(1) 当事業年度の事業の状況　①事業の経過及び成果」に記載のとおりです。また、変動部分には一人ひとりの業績目標達成に対する取り組みを評価した個人別査定（定性評価）が含まれています。

３．非金銭報酬等の内容はストックオプションであり、割当ての際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等　c．非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりです。また、その内容は「２．会社の現況　(2) 新株予約権等の状況　①当事業年度末において取締役が保有する新株予約権の状況」に記載のとおりです。

４．取締役の報酬限度額は、2015年６月26日開催の第47回定時株主総会において年額320百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名です。また、2006年６月29日開催の第38回定時株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として年額30百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名です。

５．監査役の報酬限度額は、2006年６月29日開催の第38回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいています。また、同株主総会において、上記の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として年額６百万円以内と決議いただいています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名です。

６．当社は、2007年６月28日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いただいています。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役１名に対し９百万円の役員退職慰労金を支給しています。なお、支給金額には、過年度に事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれています。当該役員退職慰労金の額は、上記の報酬等の総額には含まれていません。

⑤　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職の状況及び当該他の法人等との関係
取締役	采　孟	該当事項はありません。
取締役	久保田　幸雄	株式会社弘栄ドリームワークス社外取締役です。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	西川　久仁子	株式会社ファーストスター・ヘルスケア代表取締役社長、株式会社群馬銀行社外取締役及びＡＩＧジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
取締役	内田　寛逸	当社の発行済株式の総数の33.7％を所有する株主である大東建託株式会社の取締役関連事業本部部長介護・保育事業、海外事業担当です。また、大東建託株式会社の100％連結子会社であるケアパートナー株式会社の取締役です。
監査役	横手　宏典	横手宏典公認会計士事務所所長、株式会社ＰｉｎＴ社外監査役及びみおぎ監査法人代表社員です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
監査役	田中　美穂	芝・田中経営法律事務所パートナー、マリモ地方創生リート投資法人監督役員及び地主プライベートリート投資法人監督役員です。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	采　孟	100% 16回／16回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の経営判断や意思決定の過程で、その知見に基づいた助言や提言を行っています。また、指名・評価報酬委員会の委員、コーポレート・ガバナンス委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性評価、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	久保田　幸雄	100% 16回／16回	複数の企業において代表取締役を含む取締役経験を有しており、取締役会ではその見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会の委員長、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性評価、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	西川　久仁子	81.8% 9回／11回	複数の企業において代表取締役を含む取締役経験を有しており、取締役会では医療・介護について専門的な立場から監督・助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしています。また、指名・評価報酬委員会、コーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定、取締役会の実効性評価、ガバナンス体制の構築に関与しています。
取締役	内田　寛逸	93.8% 15回／16回	大手建設会社において取締役を務め、新事業展開の立案や新技術の開発など豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会ではその見地から積極的に意見を述べており、当社の経営判断や意思決定の過程で、適切な役割を果たしています。

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
監査役	横手　宏典	100% 16回／16回	100% 25回／25回	公認会計士、税理士としての豊富な知識と経験に基づく専門的見地から、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査役会において当社の内部統制を含めたコンプライアンス体制について適宜、必要な発言を行っています。
監査役	田中　美穂	100% 11回／11回	100% 20回／20回	弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。監査役会においては、当社の内部統制を含めたコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っています。またコーポレート・ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の取締役会の実効性評価、ガバナンス体制の構築に関与しています。

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。
2．取締役西川久仁子氏は、2020年６月25日開催の第52回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。
3．監査役田中美穂氏は、2020年６月25日開催の第52回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任　あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	72百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72百万円

（注）1．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は、会社法に基づく監査の報酬及び金融商品取引法に基づく監査の報酬の合計額です。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の会社法監査における報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任します。上記のほか、監査役会は、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる等、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（2020年５月１日　改定）

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、当社グループの全役職員を対象とした行動指針として「ソラストグループコンプライアンス行動基準」を定め、全役職員に周知徹底させる。

ロ．コンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築及び推進を図る。

ハ．内部通報規程に基づき、法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報システムの運用を行う。

ニ．市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理基本規程に基づき、会社の存続及び業務の健全な運営を行うため、取締役会は当社グループ全体のリスクの低減及び発生の未然防止に努める。

ロ．リスク管理基本規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループ全体のリスク管理体制の構築及び推進を図る。

ハ．各部署のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として原則として月１回以上の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。

ロ．取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、権限、責任及び執行手続の詳細について定める。

ハ．取締役については、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるようにするため、任期を１年としている。

⑤　会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ会社における業務の適正を確保するため、「ソラストグループコンプライアンス行動基準」を定め、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

ロ．子会社等の関係会社管理を担当する部署は、関係会社管理規程に基づき、子会社等の業務の効率化等も踏まえ必要な管理を行う。

ハ．子会社等は関係会社管理規程に基づき、業績、その他重要事項について定期的に報告を行う。

ニ．リスク管理基本規程に基づき、当社グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ．監査役の業務補助に、監査役室を設置し、専任のスタッフを配置する。

ロ．専任のスタッフは、取締役からの指揮命令を受けない。

ハ．専任のスタッフの人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

ニ．専任のスタッフは、監査役と定期的に監査結果等について協議及び意見交換を行い、緊密な連携を図る。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。また、前記に拘らず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ．前項の監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

ハ．監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため重要な会議及び委員会に出席し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。また、代表取締役との定期的な意見交換を開催し、意思の疎通を図るほか、適切な報告体制を確保するものとする。

ニ．内部通報規程に基づき、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

ホ．監査役より、職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求がなされたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑵　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めています。2020年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

①　コンプライアンスに対する取り組み

リスク・コンプライアンス全般に関する全社的統括を推進するため、従来の「労務・コンプライアンス委員会」と「ガバナンス・リスク委員会」を再編し、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を2020年５月に設置しました。

2020年７月に開催したリスク・コンプライアンス委員会では、当年度のコンプライアンスの重点課題である労働時間管理の適正化、不祥事リスクの最小化、独占禁止法違反防止への取り組み計画を組み入れたコンプライアンス・プログラムの進捗について、主管部門から報告を受けました。なお、労務関連を中心としたリスク対応及びコンプライアンスに関する当社の課題とその対策の状況は定期的に取締役及び監査役に報告しています。

その他、上記重点課題を含む様々なコンプライアンス上の問題を題材としたｅ－ラーニングコンテンツの受講環境整備やトレーニングの実施、重点課題への取り組みを推進するコンプライアンス運営会議の開催など、コンプライアンスの実効性確保に努めています。内部通報制度については、社員が閲覧可能な社員専用サイトにおいて内部通報窓口の周知を行う等、有効に機能するよう努めています。

② リスク管理体制の強化

ガバナンス及びリスクに関する課題への対応及び方針の提起に関する取り組みを推進するため、代表取締役社長を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を2020年７月に開催したほか、原則として毎月２回開催される経営会議のうちの１回を利用して、各種リスク項目について随時更新を行うとともにモニタリングを実施しました。

なお、ガバナンス及びリスクに関する課題とその対策の状況は定期的に取締役及び監査役に報告しています。

③ 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取り組みの状況

取締役会は、社外取締役４名を含む取締役８名で構成され、社外監査役２名を含む監査役３名も出席しています。取締役会は16回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性は確保されています。

また、コーポレート・ガバナンスの継続的な充実と、経営の透明性及び公正性を高めるための取り組みについての審議及び取締役会への答申を行う機関として、社外役員を委員長とする「コーポレート・ガバナンス委員会」を2020年７月に新設しました。2020年度は同委員会を３回開催し、取締役会の実効性評価等について審議しました。

その他、業務執行上の各種重要指標を取りまとめ、グラフでその進捗状況を可視化したマネジメント・ダッシュボードを作成し、定期的に取締役及び監査役に対して報告を

行っています。これにより、取締役会においては、より多くの時間をマネジメント及びモニタリングの観点を重視した戦略的な議論に充当することが可能となっています。

④　子会社管理体制の強化

介護事業においてM＆Aを積極的に行っており、当社グループの子会社数は2021年3月末には17社になりました。ソラストグループ全体でのガバナンスやコンプライアンス体制の実効性を高めることの重要性が従来以上に高まっており、以下のような取り組みを実施しました。

グループ全体の内部統制を強化し、各子会社の経営管理体制を当社と同水準とすることを目的として、各子会社に対して当社の主要規程の導入を順次進めました。

さらに、当社の管理部門の社員が各子会社の監査役に就任することで、ソラストグループ全体で統一感のあるコンプライアンス体制を構築しています。また当社監査役及び監査部並びに子会社監査役で意見交換や活動内容の確認を行うなど、子会社監査の実効性を高めるための取り組みを推進しました。

(ご参考)

当社のガバナンス体制については、当社ウェブサイト「コーポレート・ガバナンス」に掲載しています。

当社ウェブサイト（https://www.solasto.co.jp/ir/jp/corporate/governance.html）

４．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様にとっての企業価値の最大化を最も重要な企業目的と位置付けています。また、それを追求していくに当たって資本を効率的かつ機動的に活用することを重視しています。2016年の上場以降、2020年度までは連結当期純利益の約50％を配当として株主の皆様に還元することを基本方針としてきました。2016年３月末には実質無借金でありましたが、M＆Ａを中心に積極的な成長投資を継続してきたことにより、2021年３月末の有利子負債は218億円となりました。

企業価値の向上に向けて積極的な成長投資を継続するために、2021年度以降の配当政策は、１株当たりの年間配当金を20円とすることを基本方針といたします。なお、連結配当性向が30％程度となるまで利益水準が上昇した際には、配当政策を再検討する方針です。

・2020年度配当について

2020年度の期末配当金は１株当たり10.0円といたします。年間配当金は中間配当金9.5円を含めて１株当たり19.5円、連結配当性向は52.0％となります。

・2021年度配当について

2021年度の年間配当金は１株当たり20.0円に増配し、連結配当性向は48.1％になることを予定しています。

メ　　モ

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	24,196	流動負債	20,580
現金及び預金	8,973	短期借入金	2,000
受取手形及び売掛金	13,876	1年内返済予定の長期借入金	3,545
貯蔵品	45	未払金	7,523
その他	1,329	未払法人税等	1,227
貸倒引当金	△28	未払消費税等	1,499
固定資産	35,906	未払費用	354
有形固定資産	12,083	賞与引当金	2,227
建物及び構築物	7,459	役員賞与引当金	38
土地	1,512	その他	2,163
リース資産	2,786	固定負債	21,050
その他	325	長期借入金	12,854
無形固定資産	15,711	リース債務	3,346
のれん	14,721	退職給付に係る負債	1,627
その他	990	資産除去債務	904
投資その他の資産	8,111	その他	2,318
投資有価証券	589	負債合計	41,631
敷金及び保証金	2,179	純資産の部	
繰延税金資産	2,918	株主資本	18,454
その他	2,445	資本金	595
貸倒引当金	△21	資本剰余金	5,494
		利益剰余金	12,365
		自己株式	△0
		その他の包括利益累計額	9
		その他有価証券評価差額金	△0
		退職給付に係る調整累計額	9
		新株予約権	8
		純資産合計	18,472
資産合計	60,103	負債純資産合計	60,103

連結損益計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		106,182
売上原価		87,321
売上総利益		18,860
販売費及び一般管理費		12,798
営業利益		6,062
営業外収益		
受取利息	16	
受取保険金	91	
補助金収入	217	
その他	41	366
営業外費用		
支払利息	215	
損害賠償金	69	
従業員休業補償費	56	
その他	11	353
経常利益		6,075
特別利益		
固定資産売却益	1	
補助金収入	93	94
特別損失		
固定資産除却損	69	
固定資産圧縮損	93	
減損損失	643	
関係会社株式評価損	9	816
税金等調整前当期純利益		5,354
法人税、住民税及び事業税	2,071	
法人税等調整額	△255	1,815
当期純利益		3,538
親会社株主に帰属する当期純利益		3,538

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	583	5,482	10,666	△0	16,733
当連結会計年度変動額					
新株の発行	11	11			22
剰余金の配当			△1,839		△1,839
親会社株主に帰属する当期純利益			3,538		3,538
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	11	11	1,698	△0	1,721
当連結会計年度末残高	595	5,494	12,365	△0	18,454

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△3	31	28	8	16,770
当連結会計年度変動額					
新株の発行					22
剰余金の配当					△1,839
親会社株主に帰属する当期純利益					3,538
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	3	△22	△19	△0	△19
当連結会計年度変動額合計	3	△22	△19	△0	1,701
当連結会計年度末残高	△0	9	9	8	18,472

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	23,016	流動負債	19,229
現金及び預金	7,184	短期借入金	2,000
売掛金	9,998	1年内返済予定の長期借入金	3,405
貯蔵品	39	未払金	5,935
前払費用	811	未払費用	301
短期貸付金	4,813	未払法人税等	727
その他	195	未払消費税等	1,459
貸倒引当金	△26	前受金	486
固定資産	28,990	預り金	2,862
有形固定資産	5,877	賞与引当金	1,906
建物	2,946	役員賞与引当金	38
工具、器具及び備品	219	その他	106
土地	1,056	固定負債	15,564
リース資産	1,593	長期借入金	11,727
その他	62	リース債務	1,937
無形固定資産	3,759	退職給付引当金	1,308
のれん	2,847	資産除去債務	267
ソフトウエア	550	その他	324
その他	361	負債合計	34,794
投資その他の資産	19,353	純資産の部	
関係会社株式	15,429	株主資本	17,203
繰延税金資産	2,014	資本金	595
敷金及び保証金	1,240	資本剰余金	6,054
その他	684	資本準備金	322
貸倒引当金	△16	その他資本剰余金	5,731
		利益剰余金	10,555
		利益準備金	487
		その他利益剰余金	10,067
		特別積立金	26
		繰越利益剰余金	10,040
		自己株式	△0
		新株予約権	8
		純資産合計	17,212
資産合計	52,006	負債純資産合計	52,006

損　益　計　算　書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		82,265
売上原価		67,567
売上総利益		14,698
販売費及び一般管理費		10,029
営業利益		4,668
営業外収益		
受取利息	16	
業務受託料	30	
受取手数料	41	
受取保険金	28	
補助金収入	79	
その他	17	214
営業外費用		
支払利息	143	
従業員休業補償費	51	
その他	16	210
経常利益		4,672
特別利益		
補助金収入	83	
その他	8	92
特別損失		
固定資産除却損	64	
固定資産圧縮損	83	
減損損失	461	
関係会社株式評価損	7	616
税引前当期純利益		4,147
法人税、住民税及び事業税	1,260	
法人税等調整額	△9	1,251
当期純利益		2,895

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	583	310	5,731	6,042	487	－	9,010	9,498	△0	16,124
当期変動額										
新株の発行	11	11		11						22
剰余金の配当							△1,839	△1,839		△1,839
特別積立金の積立						26	△26	－		－
当期純利益							2,895	2,895		2,895
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	11	11	－	11	－	26	1,029	1,056	△0	1,078
当期末残高	595	322	5,731	6,054	487	26	10,040	10,555	△0	17,203

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	8	16,133
当期変動額		
新株の発行		22
剰余金の配当		△1,839
特別積立金の積立		－
当期純利益		2,895
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0
当期変動額合計	△0	1,078
当期末残高	8	17,212

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社ソラスト
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高野　浩一郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西垣内　琢也　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ソラストの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社ソラスト
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　高野　浩一郎　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　西垣内　琢也　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ソラストの2020年４月１日から2021年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　ただし、事業報告に記載の公正取引委員会から独占禁止法に基づく立入検査を受けた件につきましては、現時点においても調査が継続中であります。今後の推移については監査役会として十分注視するとともに、引き続き当社における法令順守の徹底と内部統制の強化に向けた取り組みについて確認してまいります。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月20日

株式会社ソラスト　監査役会

常勤監査役　西野政巳　㊞

社外監査役　横手宏典　㊞

社外監査役　田中美穂　㊞

以　上

メ　　モ

期末配当金のお支払について

第53期 期末配当金のお支払について

当社は、定款の規定により、2021年５月13日開催の取締役会で、期末配当金を１株につき10円、効力発生日（支払開始日）を2021年６月９日とすることを決議いたしました。
2020年11月にお支払いした１株につき9.5円の中間配当金と合わせて、年間の配当金は１株につき19.5円となります。

株主メモ

事業年度	毎年４月１日～翌年３月31日
定時株主総会	毎年６月
剰余金の配当の基準日	９月30日、３月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社※
公告掲載方法	公告掲載URL （https://www.solasto.co.jp/） 電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
上場証券取引所	東京証券取引所　市場第一部
証券コード	6197

株主名簿管理人
三井住友信託銀行株式会社
〒168-0063　東京都杉並区和泉二丁目８番４号
三井住友信託銀行株式会社　証券代行部
0120-782-031（フリーダイヤル）
（9：00～17：00　土・日・祝日を除く）

1．株主さまの住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることになっています。株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）ではお取扱いできませんので、ご注意ください。
2．未払配当金のお支払い、支払明細の発行に関するお手続き等につきましては、上記の株主名簿管理人（三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。

※2021年７月２日以降の株主名簿管理人となります。2021年７月１日までのお問合せはみずほ信託銀行株式会社へご連絡ください。

第53回定時株主総会 会場のご案内

【会　場】
株式会社ソラスト キャリアセンター
東京都港区港南1丁目7番18号 A-PLACE品川東 5階

【交　通】
JR 山手線・JR 京浜東北線・JR 横須賀線・
JR 東海道本線・JR 東海道新幹線・京急本線
「品川駅」港南口（東口）

徒歩約７分

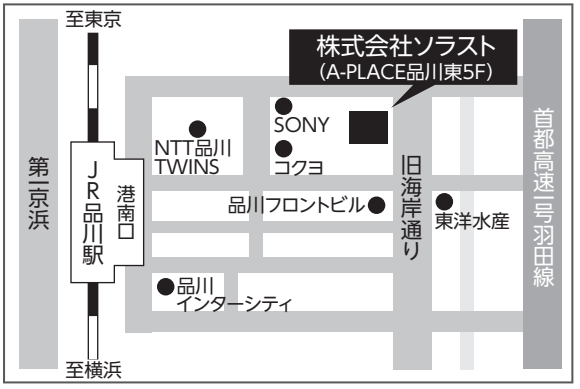

来場自粛のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご来場を自粛いただき、書面またはインターネット等による議決権の行使をご検討いただけますようお願い申しあげます。
ご来場される株主様におかれましては２頁「新型コロナウイルス感染症への対策について」に記載のご留意事項を必ずご確認ください。

VEGETABLE OIL INK

FSC www.fsc.org
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080